## 誓 約 書

下記1の市発注委託契約(以下「本委託契約」という。)の締結に当たり、暴力団排除条例(平成25年朝来市条例第36号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 発注委託契約名

## 2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
  - ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
  - イ 条例第2条第2号で規定する暴力団員
  - ウ 条例第2条第3号で規定する暴力団密接関係者
- (2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、 前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としないこと。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者が前3号のほか本委託契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

(発注者)

朝来市長様

(受注者) 住 所 (所在地) 氏 名 (法 人 名 (法 人 名 (代表者名(職氏名))

### 記載方法

- ① 記載例に従って、各項目を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは契約権限を有する事務所の代表者を記載してください。
- ③ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役 職	氏 名	カナ	生年月日	性 別
(記載例) 代表取締役社長	朝来 太郎	アサゴ タロウ	明治 大正 昭和 平成 22 年 2 月 22 日	更 女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男女
			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	男女
			明治 大正 昭和 平成年 月 日	男女

朝来市暴力団排除条例(平成 25 年朝来市条例第 36 号) 抜粋 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
  - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
  - (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
    - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に 経営に関与している事業者
  - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)と

て使用し、又は代理人として選任している事業者

- ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員または監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
  - (ア)自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
  - (イ)暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
  - (ウ)(ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
- エ アからウまでに掲げるいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者
- (4) (省略)

L

- 朝来市契約からの暴力団等の排除に関する要綱(平成25年朝来市告示第81号) 抜粋 (定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) (省略)
  - (2) 暴力団等 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2条第2号に規定する暴力団員若しく は同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。

# 誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保する ため、下記2の事項を誓約する。

記

1 委託契約名

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに市へ報告を行うこと。
  - ア市から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が130万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に市が定める誓約書を提出させ、その写しを市に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに市が行う本契約の解除、違約金の請求その他市が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 市に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

(発注者)

朝来市長様

(受注者) 住 所 (所在地) 氏 名 (法 人 名 (代表者名(職氏名))

印

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律 第 88 号)
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)